

「明治記念大磯邸園」について 〔都市計画手続きに係る懇談会〕



大磯町都市建設部都市計画課

説明内容

(1) 「明治記念大磯邸園」について

(2) 「明治記念大磯邸園」の整備について

(3) 都市計画の基本的な考え方について

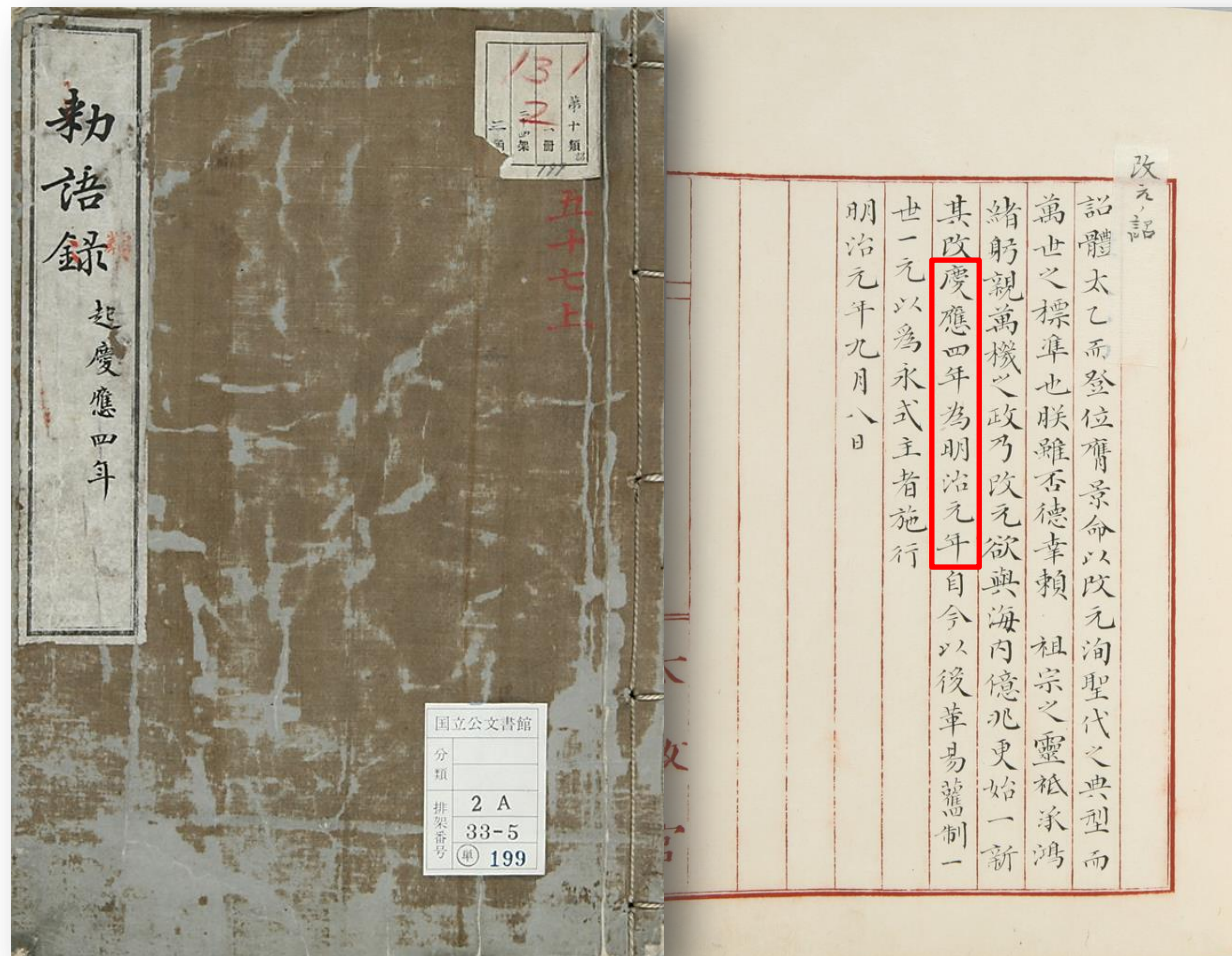
(4) 都市計画手続きの今後の進め方

『明治記念大磯邸園』について

■ 2018年（平成30年）は「明治150年」

2018年（平成30年）は、「明治」に改元して満150年

1868年10月23日（慶応4年9月8日）、「明治改元の詔」が発せられ、慶応4年を明治元年とした。あわせて、天皇一代に元号を一つとする「一世一元」の制が定められました。



参考：太陽暦（新暦）の導入

明治5年（1872年）に改暦。
太陰暦から太陽暦に改め、
明治5年12月3日を、
明治6年1月1日とした。

『明治記念大磯邸園』について

明治150年をきっかけとして、明治以降の歩みを次世代に遺すことや、明治の精神に学び、日本の強みを再認識することは、大変重要
⇒「明治150年」に向けた関連施策を推進

内閣官房「明治150年」関連施策推進室 設置〔H28.11.4〕

「明治150年」関連施策
各府省庁連絡会議

〔H28.11～H30.1〕

（内閣官房及び各府省庁の大臣官房長 等）

明治期の立憲政治の確立等に
貢献した先人の業績等を
次世代に遺す取組に関する検討会

〔H29.4～H29.6〕

（有識者）

明治期の立憲政治の確立等に貢献した先人
の業績等を次世代に遺す取組について
（報告書）

〔H29.6〕

『明治記念大磯邸園』について

■「明治期の立憲政治の確立等に貢献した先人の業績等を次世代に遺す取組について（報告書）」[平成29年6月]

- 「人物」をテーマに据えた取組を進める場合には、「人物」とその者が使用していた「場」という双方を重視した取組を検討していくべき。

■重視すべき「場」について

- 「場」を重視する場合、複数の人物の建物などが存在し、その一体的・有機的な取組が可能であるような「場」が望ましい
- 複数の建物などがまとまっている場としては、那須、大磯、日光、葉山、函館などが挙げられる。

■取組を進めるべき具体的な「場」について

- 紹介した場の中で、立憲政治の確立に貢献した先人との関わりで考えれば、大磯地区が注目に値すると考えられる。
- 伊藤博文、大隈重信、西園寺公望という立憲政治の確立に重要な役割を果たした先人の建築物が、滄浪閣を中心として、歩いて移動できる範囲内に集中して残っていることは稀有
- 歴史的に貴重な建物群が残されていながら、保存状態が不十分であり、対応が急がれる。

■当面の取組

- 「人物」とその者が実際に使用していた「場」の双方を重視した新たな取組を進める上で、大磯地区は一つのモデルを提示しうる場所
- 国や地方公共団体等が適切な役割分担のもとで、緊密に連携することが求められる。

（大磯関連を一部抜粋）

『明治記念大磯邸園』について

明治150年をきっかけとして、明治以降の歩みを次世代に遺すことや、明治の精神に学び、日本の強みを再認識することは、大変重要
⇒「明治150年」に向けた関連施策を推進

内閣官房「明治150年」関連施策推進室 設置〔H28.11.4〕

「明治150年」関連施策
各府省庁連絡会議

〔H28.11～H30.1〕

（内閣官房及び各府省庁の大臣官房長 等）

「明治150年」関連施策
中間とりまとめ

〔H29.7〕

明治期の立憲政治の確立等に
貢献した先人の業績等を
次世代に遺す取組に関する検討会

〔H29.4～H29.6〕

（有識者）

明治期の立憲政治の確立等に貢献した先人の
業績等を次世代に遺す取組について
（報告書）

〔H29.6〕

『明治記念大磯邸園』について

■「明治150年」関連施策中間とりまとめ[平成29年7月] (「明治150年」関連施策各府省庁連絡会議)

■関連施策の取組状況 計465件

- 国における施策（内閣官房及び各府省庁）：141件
- 地方自治体における施策（検討中含む）：267件
- 民間団体における施策：57件

(※中間とりまとめ（平成29年7月）に記載された件数)

【国土交通省】

明治期の立憲政治の確立等に関する歴史的遺産の保存・活用 のための明治記念大磯邸園（仮称）の整備

「明治期の立憲政治の確立等に貢献した先人の業績等を次世代に遺す取組に関する検討会」の報告書を踏まえ、関係府省と連携し、地元の地方公共団体（神奈川県、大磯町）等との適切な役割分担のもと、神奈川県大磯町にある旧伊藤博文邸等を中心とする建物群及び緑地を「明治記念大磯邸園（仮称）」として整備し、建物群等の一体的、有機的な活用を図る。

『明治記念大磯邸園』について

明治150年をきっかけとして、明治以降の歩みを次世代に遺すことや、明治の精神に学び、日本の強みを再認識することは、大変重要
⇒「明治150年」に向けた関連施策を推進

内閣官房「明治150年」関連施策推進室 設置〔H28.11.4〕

「明治150年」関連施策
各府省庁連絡会議

〔H28.11～H30.1〕

（内閣官房及び各府省庁の大臣官房長 等）

「明治150年」関連施策
中間とりまとめ

〔H29.7〕

明治期の立憲政治の確立等に
貢献した先人の業績等を
次世代に遺す取組に関する検討会

〔H29.4～H29.6〕

（有識者）

明治期の立憲政治の確立等に貢献した先人の
業績等を次世代に遺す取組について
（報告書）

〔H29.6〕

「明治150年」関連施策
明治記念大磯邸園（仮称）の設置を閣議決定

〔H29.11.21〕

『明治記念大磯邸園』について

■「明治記念大磯邸園」整備に係る閣議決定

平成29年11月21日

「明治150年」関連施策の一環として、国と地方公共団体との連携のもと、神奈川県大磯町において、旧伊藤博文邸等を中心とする建物群及び緑地を「**明治記念大磯邸園（仮称）**」として整備し、歴史的な建物群等の一体的な保存・活用を図る。



『明治記念大磯邸園』について

■ 初代内閣総理大臣 伊藤 博文

- 明治18年(1885)に初代総理大臣に就任。内閣制度の創設(明治18年)、明治憲法の起草(明治20年)をはじめ、立憲政治の黎明期に大きな役割を果たした。
- 伊藤博文は明治23年頃、小田原へ行く途中に大磯に立ち寄り、その白砂松林の大磯が気に入り、梅子夫人の病氣療養のため別荘を建築することに決め、別荘が完成すると小田原の滄浪閣を引き払い大磯の別荘を「滄浪閣」と名づけた。明治30年に本籍を東京から大磯町に移したため、滄浪閣は別荘ではなく本邸となった。



伊藤博文邸 (国立国会図書館提供)

初代 / 第5代 / 第7代 / 第10代 内閣総理大臣
生没年月日：1841年（天保12年）－1909年（明治42年）
出身地：山口県



明治期の伊藤博文邸「滄浪閣」

「滄浪閣」の由来

中国古代の詩集「楚辞（そじ）」にあるとされ、青々とした波（滄浪）が綺麗なときは冠の紐を洗い、濁っているときは足を洗うという意味から、何事も自然の成り行きに任せて身を処するとの意味を表している。

『明治記念大磯邸園』について

■ 旧 伊藤博文邸（滄浪閣）

- 伊藤の死後、梅子夫人が居住したが、大正10年に養子の伊藤博邦により朝鮮の李王家に譲渡され別邸となり、大正12年の関東大震災において建物は焼失を免れたが倒壊したため、昭和元年に旧材を利用しながら建て直された。
- 建物は日本間と英国調の3つの洋間があり、廊下等には明治天皇からの御下賜品である湯川松堂画伯による絵襖が飾られていた。
- 昭和26年5月には民間会社に売却され、昭和29年12月に増築の上、商業施設として開業した。（現在は営業終了）



外観



和室



洋室内

『明治記念大磯邸園』について

■ 日本初の政党内閣を組織 大隈 重信

- 明治31年、憲政党を結成し、総理大臣として日本初の政党内閣を組織
- 早稲田大学の前身となる東京専門学校の創立者（明治15年創立）
- 政党内閣を立ち上げる前年の明治30年に大磯に別邸を建築



大隈重信（国立国会図書館提供）

第8代 / 第17代 内閣総理大臣
生没年月日：1838年（天保9年）－1922年（大正11年）
出身地：佐賀県



旧大隈重信邸

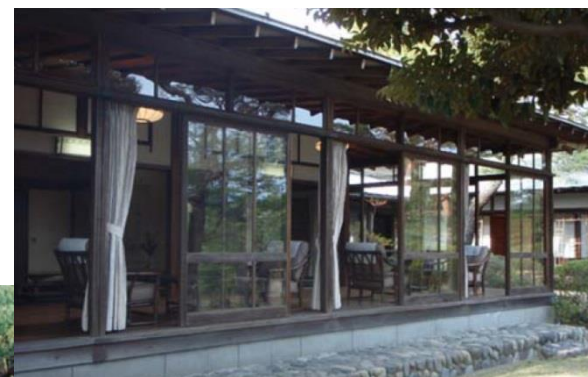
『明治記念大磯邸園』について

■ 旧 大隈重信邸

- 家屋は一部増改築がされているが、庭に面する住居部分はほぼ往時のままで保存されている。
- 一番の趣味が「来客」であった大隈は、26 帖の大広間「富士の間」で宴会を開いていた。
- 建物東寄りの方形屋根の棟には、大隈が書斎として使っていた部屋があり、神代杉をふんだんに使用した「神代の間」と呼ばれている。



富士の間(奥左)、神代の間(手前右)



富士の間



神代の間

『明治記念大磯邸園』について

■ 不平等条約を改正 陸奥 宗光

- 明治17年（1884）、憲法等の調査で渡欧。第2次伊藤内閣（明治25年8月～29年8月）の外務大臣に就任し、不平等条約である治外法権の撤廃を実現。
- 陸奥は外交の激務により患った体を療養するために、明治27年に、風光明媚で温暖な大磯に土地を取得して別荘を構えた。明治30年に、古河市兵衛がその養嗣子潤吉の実父である陸奥の死後に当別邸を譲受けた。



陸奥宗光（国立国会図書館提供）

第8代 外務大臣（第2次伊藤内閣）

生没年月日：1844年（天保15年）－1897年（明治30年）

出身地：和歌山県



旧陸奥宗光邸の日本庭園

『明治記念大磯邸園』について

■旧 陸奥宗光邸

- 現存する入母屋の数寄屋造りの家屋は、大正12年の関東大震災によって一部大破したが、翌年に原形を残すように改築されたものであり、「聴漁荘」と名付けられている。
- 竹林や果樹園、松林を有する広大な日本庭園はこゆるぎの浜へと続く。
- 現在は、民間企業の迎賓館として建物は利活用等されている。



玄関



南面



西面

『明治記念大磯邸園』について

■ 明治最後の内閣総理大臣 西園寺公望

- 第2次伊藤博文内閣時、第2次松方正義内閣時及び第3次伊藤博文内閣時の文部大臣、外務大臣で、枢密院の議長などを歴任し、明治39年に内閣総理大臣となった。
- 明治32年に、大磯に別荘を構えた。伊藤博文の滄浪閣の隣に建築されたことより、隣荘と名付けられました。



西園寺公望 (国立国会図書館提供)

第12代 / 第14代 内閣総理大臣
生没年月日：1849年（嘉永2年）－1940年（昭和15年）
出身地：京都府



明治期の西園寺公望邸「隣荘」

『明治記念大磯邸園』について

■ 旧 西園寺公望邸跡（旧 池田成彬邸）

- その後、大正6年に三井財閥の指導者で大蔵大臣などを歴任した池田成彬が土地を取得して、地下1階、地上2階の洋館を建設した。
- 建物がほぼ創建時のまま残っており、英国チューダー様式の豪壮なあつらえで、和館の多い大磯に現存する別荘建築の中でも、貴重な存在



北東面



南面

説明内容

(1) 「明治記念大磯邸園」について

(2) 「明治記念大磯邸園」の整備について

(3) 都市計画の基本的な考え方について

(4) 都市計画手続きの今後の進め方

「明治記念大磯邸園」の整備について

■ 「明治記念大磯邸園」の範囲



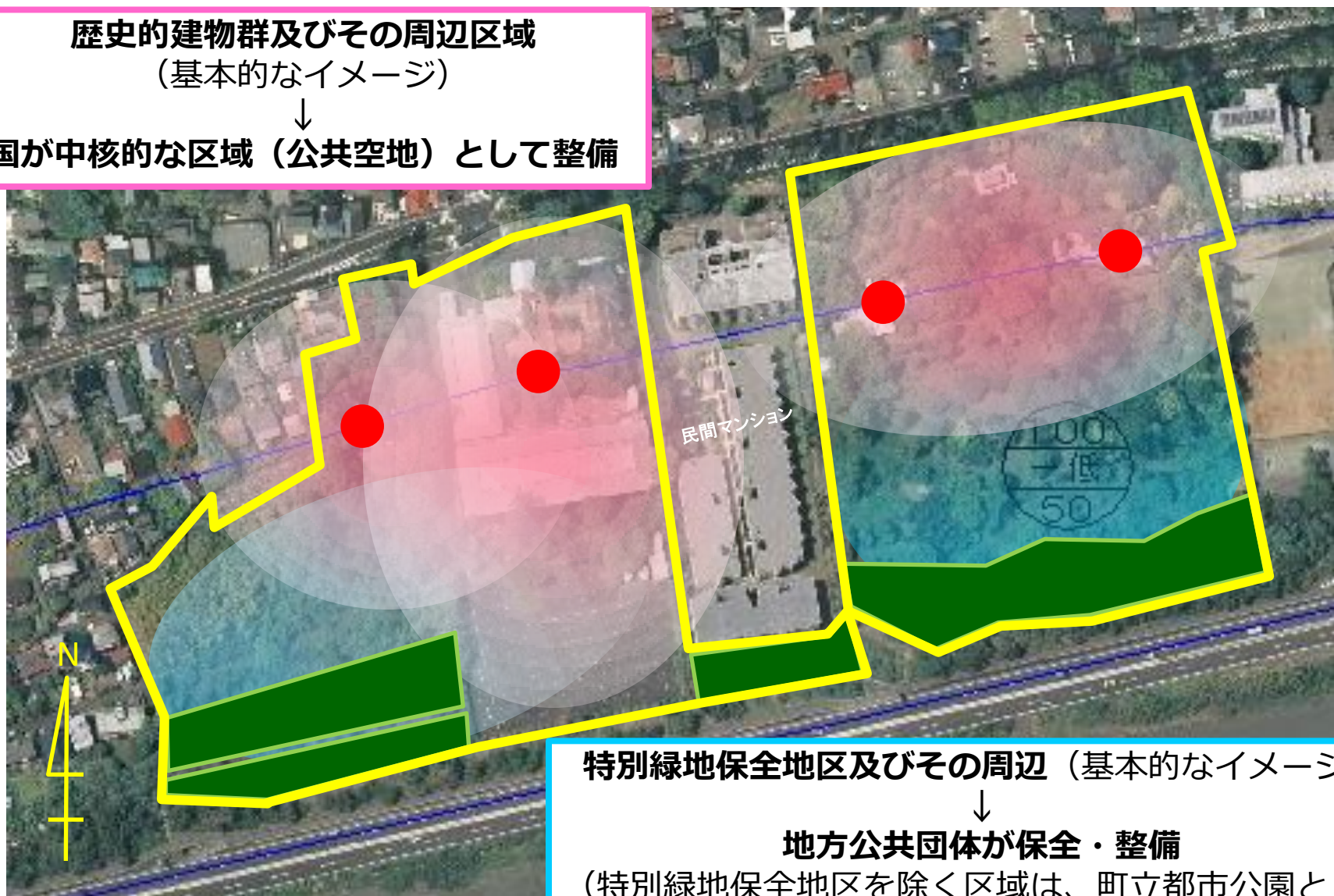
「明治記念大磯邸園」の整備について

■ 国・県・町の役割分担の基本的な考え方

歴史的建物群及びその周辺区域
(基本的なイメージ)



国が中核的な区域（公共空地）として整備



特別緑地保全地区及びその周辺（基本的なイメージ）



地方公共団体が保全・整備

(特別緑地保全地区を除く区域は、町立都市公園として、
県から町への財政的・技術的支援のもと整備)

説明内容

(1) 「明治記念大磯邸園」について

(2) 「明治記念大磯邸園」の整備について

(3) 都市計画の基本的な考え方について

(4) 都市計画手続きの今後の進め方

都市計画の基本的な考え方について

■都市計画を定める者（都市計画法 第15条）

- 都市計画は、内容や規模に応じて、都道府県または市町村が定める。
- 10ha未満の公園・緑地・広場などは、市町村が定める。

■都市計画に定める事項（都市計画法 第12条第2項）

定める事項	定める内容（想定）
種 類	公園
名 称	明治記念大磯邸園
位 置	中郡大磯町東小磯及び西小磯
公園の種別	特殊公園ーイ（※1）
区 域	（別図参照）
面 積	約5ha（※2）

※1 特殊公園ーイ：動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園

※2 面積は、今後実施する調査結果に基づき、少数第一位まで記載する。

上記の内容は、国・県及び町の検討会議の結果を踏まえて、想定するもので、本日の懇談会でのご意見などを踏まえて、原案作成までに、変更する可能性があります。

都市計画の基本的な考え方について

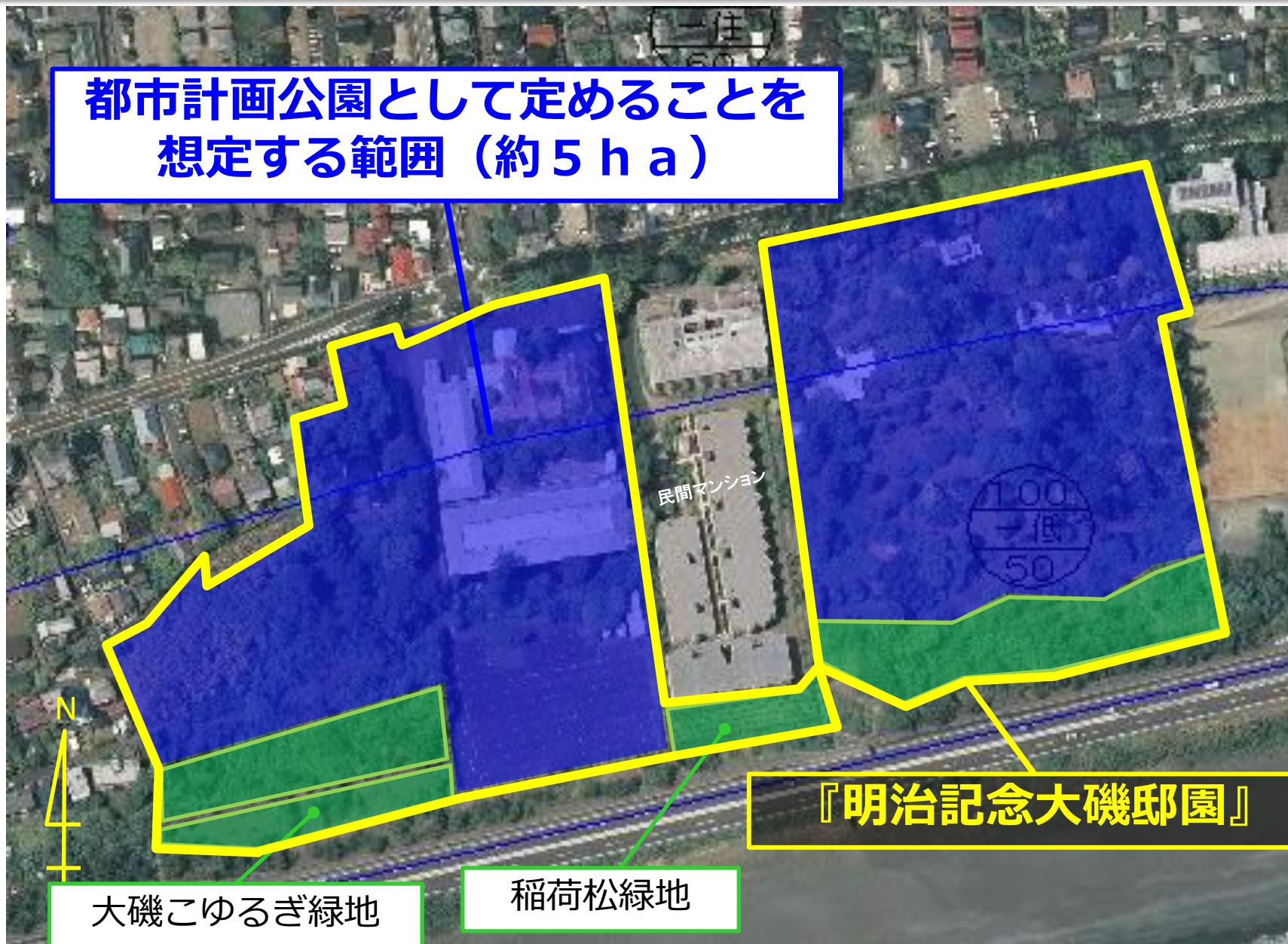
都市計画公園として定めることを
想定する範囲（約5ha）

民間マンション

『明治記念大磯邸園』

大磯こゆるぎ緑地

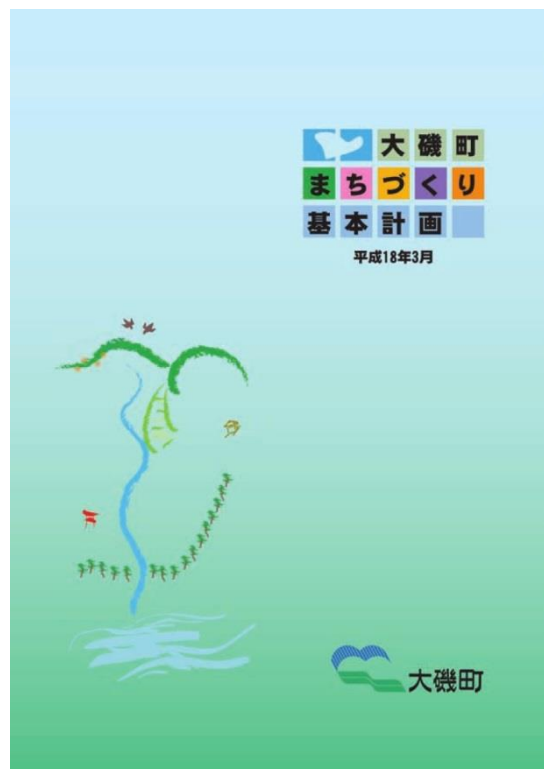
稲荷松緑地



都市計画の基本的な考え方について

■ 大磯町まちづくり基本計画・大磯町まちづくり基本計画(別冊)

まちづくり条例に位置付けられた計画で、町の土地利用計画の基本となるとともに、大磯町総合計画の実現を支える都市づくりの基幹的な計画
(※ 都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を包含している。)



(緑地の整備方針)

- 骨格的な緑と暮らしの場の緑、歴史文化遺産や景観地区の指定をめざす景観重要建造物と一体となった緑や公園緑地などを結ぶ緑のネットワークの形成を図ります。

(魅力的な空間形成の方針)

- 町内に残る別荘や古民家は、本町の歴史・文化・生活を現在に伝えるとともに、大磯らしい歴史的・文化的価値の象徴となっています。

時代の暮らしを写す建造物等、地域の風景を特徴づけている建造物等、歴史的価値のある建造物等、建築的価値のある建造物等、町民に親しまれている建造物等、大磯らしい風景の形成上重要な建造物等については、町民との協働による景観・観光資源、文化的資産となる建造物の抽出・分析及びこれらの位置付けを行い、保存と活用に向けた支援や取り組みの展開を図ります。

説明内容

- (1) 「明治記念大磯邸園」について
- (2) 「明治記念大磯邸園」の整備について
- (3) 都市計画の基本的な考え方について
- (4) 都市計画手続きの今後の進め方

都市計画手続きの今後の進め方

懇談会の開催

都市計画原案の作成

原案の縦覧・意見募集
説明会の開催

都市計画案の作成

案の縦覧・意見募集
説明会の開催

都市計画審議会

都市計画決定の告示

大磯町まちづくり条例の規定に基づき、
都市計画の「基本的な考え方」をご説明



町民等の皆様にご意見を伺う

お問い合わせ先

大磯町都市建設部都市計画課
61-4100 内線243

